



## 審 議 経 過

開 会	(第95回 建築審査会の開催を宣言)  (まちづくり指導室長あいさつ)
事務局	(本日の審査会は、6名の委員の出席があり、会議は成立することを報告。)
事務局	本日の審査会は、議案第1号といたしまして、「敷地等と道路との関係に係る許可について」が1件、報告といたしまして、「敷地等と道路との関係に係る許可における包括同意の報告」が2件を予定しております。
事務局	会長、審議のほどよろしくお願いたします。
議 長	それでは、平成25年度議案第1号の説明をお願いします。
事務局	(議案第1号について、説明をする。)
議 長	議案第1号の説明について、ご質問はありますか？
委 員	道空地は南側幅員が狭く北側が広い現況で、広い側で間口2m以上接していますが、狭い側も後退しているのは、何故ですか？
事務局	この道空地は緑色で1.5m未満の里道1.2m部分があるため、部分的にはただし書きの適用検討の道空地となりませんが、接道を幅員2.0m以上4.0m未満の間口2m以上接していること、現に一般の通行の用に供されていること、袋路状態でないことなどから許可基準のH欄に該当させるため、里道の中心後退2.0mの条件を付加したものです。
委 員	配置図をみると、申請建物が敷地の片方に寄った計画がなされているが、将来敷地を分割して建築されることはないか？
事務局	仮に敷地が分割されたとして道路に2m以上の接道があれば可能ですが、道・空地での新築は事前相談の段階で許可基準に該当しないので認められません。
議 長	他にご質問はありますか？  (委員より特に質問なし)

議 長	それでは、議案第 1 号について、審査会として同意してよろしいか？
委 員	「異議なし」
議 長	それでは、報告第 3 号から報告第 4 号の説明をお願いします。
事務局	(報告第 3 号から第 4 号について、説明をする。)
議 長	報告第 3 号から第 4 号の説明について、ご質問はありませんか？
委 員	報告第 3 号の写真の 4 番のところが一番狭いのですか？
事務局	道路までで、一番狭いのは写真 4 番と 1 番の 2.750m の部分です。それ以外は写真 5・6 の様に 4 よりやや広い状況です。
委 員	報告第 4 号の緑色の道ですが、写真等を見ると道路の様に見えるが何故道路ではないのですか？
事務局	申請地の東付近までは広いがその先は狭くなっている。平成 11 年法改正 当時に家の建ち並びがなく確認申請もされていないので緑色扱いとなっています。
委 員	申請地は市街化調整区域ですが、新築が可能なのですか？
委 員	市街化調整区域であります。都市計画法規則第 60 条証明もあり、農業 用倉庫の計画ですので、法第 43 条ただし書き許可基準の一覧表 2 の 「G」欄に該当しております。
議 長	他にご質問はありませんか？
委 員	(委員より特に質問なし)
議 長	特に無いようですので、報告第 3 号から第 4 号について、審査会として了承 してよろしいか。
委 員	「了承」
議 長	その他について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

今後の審査会の日程について、7月は付議案件がないため、不開催になります。後日、正式文書を送信させていただきます。今のところ第3水曜日午後3時から調整しておりますが、委員の職場の変更等により第3水曜日での開催が難しくなっておりますので、8月以降の日程は改めて調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長

以上で本日の審査会は終わります。

閉会 午後 5時00分